



岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業に係る利用料（保育料）等について

I. 3歳以上児（年少～年長クラス）

※認定こども園幼稚園部（1号認定）は満3歳クラスも含まれます。

○月額保育料はかかりません（保護者所得にかかわらず）。

○公立保育所は、

主食費（ごはん・パン代）として、月700円

副食費（おかず等代）として、月4,300円

合わせて、保育所給食費として 月5,000円 がかかります。

私立認定こども園や私立保育所は、給食費が施設ごとに異なりますので、各園にお問い合わせください。

II. 3歳未満児（0歳～2歳児クラス）

○保育料は、下の表1を確認してください。

3歳未満児は、給食費はかかりません。

表1

世帯の階層区分			保育料の月額	
階層	定義		標準時間	短時間
			1	生活保護世帯等
2	1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		0円	0円
3-1	1階層を除き、	48,600円未満	要保護世帯等（※）	8,500円
3-2	当該年度分の市			
4-1	町村民税課税世	48,600円以上	要保護世帯等	8,500円
4-2	帯であって、そ	77,101円未満	要保護世帯等以外の世帯	28,800円
4-3	の所得割の額が	77,101円以上	28,800円	28,300円
	次の区分に該当	97,000円未満		
5-1	する世帯	97,000円以上	35,900円	35,300円
	（第8階層に	133,000円未満		
5-2	は、第1階層か	133,000円以上	43,100円	42,300円
	ら第7階層まで	169,000円未満		
6	に該当しない世	169,000円以上	57,400円	56,400円
	帯を含む。）	301,000円未満		
7		301,000円以上	76,000円	74,700円
		397,000円未満		
8		397,000円以上	83,000円	81,500円

○保育所・認定こども園・幼稚園・児童発達支援施設等に2人以上同時に入所している場合、年次にかかわらず2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります。

○下の表2に記載された区分に該当する世帯の第2子の保育料は、年次にかかわらず表2のとおりです（下の表2に該当しない区分の世帯ならば、第2子でも1人目としてカウントされ、表1が適用されます。）。また、当該年度分市町村民税所得割合算額が57,700円未満（要保護世帯等は77,101円未満）の世帯である場合、第3子以降の保育料は年次にかかわらず無料となります。

表2

世帯の区分			保育料の月額	
			標準時間	短時間
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯			0円	0円
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	要保護世帯等	0円	0円
		要保護世帯等以外の世帯	9,450円	9,250円
	48,600円以上	要保護世帯等	0円	0円
		要保護世帯等以外の世帯	14,400円	14,150円
	57,700円以上	要保護世帯等	0円	0円
	77,101円未満	要保護世帯等以外の世帯	28,800円	28,300円

○第3子以降の保育料は0歳～2歳児までは無料となります。

また、当該年度分市町村民税所得割合算額が57,700円未満（要保護世帯等は77,101円未満）の世帯である場合、第2子の保育料は無料となります。

※ただし、過去の保育料の滞納がない場合

※「要保護世帯等」とは、「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の属する世帯」「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯」「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯」「厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯」「精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯」「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯」のいずれかに該当する世帯等をいいます。